

衆議院国家安全保障に関する特別委員会ニュース

平成 25. 10. 30 第 185 回国会第 3 号

10 月 30 日（水）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（第 183 回国会、内閣提出第 75 号）

- ・岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、菅内閣官房長官、世耕内閣官房副長官、岡田内閣府副大臣、上川総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

長 島 昭 久君（民主）

- ・現在の安全保障環境においては、省庁横断的又は中長期的な政策決定等を行う必要があると考えるが、本法律案において現行の安全保障会議を改組し国家安全保障会議を創設する必要性について、内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・国家安全保障会議の運営上、内閣総理大臣補佐官が国家安全保障局長を兼任する方が組織上理にかなっていると考えるが、本法律案では内閣総理大臣の判断次第では兼任が可能であるという認識で正しいか、内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・本法律案では国家安全保障会議が関係行政機関の長に資料・情報提供等の要求ができると規定されているが、会議が要求した資料等を確実に提供させるためには法的な担保が必要であると考えているが、内閣官房長官の見解を伺いたい。

渡 辺 周君（民主）

- ・本法律案が成立した場合、現在、国家の安全保障に関し 4 大臣のいずれかが出席している会議について、議論の重複を避けるため、国家安全保障会議に集約していくべきと考えるが、内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・国家安全保障会議が創設された場合、本年 1 月に発生したアルジェリアでのテロ事件のような事案が海外で発生した際にどのような対応ができるか、内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・情報収集活動の一環として、海外の危機管理コンサルタント等を国家安全保障会議に参加させることについての内閣官房長官及び外務大臣の見解を伺いたい。

後 藤 祐 一君（民主）

- ・本法律案第 6 条第 2 項は国家安全保障に関する資料又は情報の提供等について国家安全保障会議が「求めることができる」と規定しているが、関係行政機関が当該情報

提供を怠らないよう「提供しなければならない」と規定すべきと考えるが内閣官房長官の見解を伺いたい。

- ・本法律案が成立した場合、情報は内閣官房に新設される国家安全保障局が集約し国家安全保障会議に上げることとなることから、今後は、内閣総理大臣は各省単独で上げてくる情報については受け付けないとの強い態度で臨むべきと考えるが、内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・本法律案で常設される国家安全保障担当の内閣総理大臣補佐官には国家安全保障局長等への命令権・指示権はなく、また、部下も持たないとのことから、補佐官は具体的にどのように仕事を進めていくのか、内閣官房長官の見解を伺いたい。

中 山 泰 秀君（自民）

- ・本法律案により設置されることになる日本版 NSC（国家安全保障会議）と米国の NSA（国家安全保障局）との違いについて、国民にわかり易く説明願いたい。
- ・本法律案で内閣官房に新設される国家安全保障局にスパイが入り込まないように、職員の採用の際、どのような取組を行うのか説明願いたい。
- ・今後の安全保障政策における情報の重要性を考えると、通信や電波監理を所掌する総務大臣が 4 大臣会合に参加すべきと考えるが、内閣官房副長官の見解を伺いたい。

上 田 勇君（公明）

- ・現行の安全保障会議の問題点について、また、新たな国家安全保障会議により改善されるのか、内閣官房副長官に伺いたい。
- ・「有識者会議における『国家安全保障会議』の運営についての指摘」が、本法律案にどのように反映されたのか、そして国家安全保障会議の今後の運用にどのように反映されるのか、内閣官房副長官に伺いたい。
- ・国家安全保障会議において扱う内容は危機管理の分野と重複する部分があり、国家安全保障局と内閣危機管理監との連携が重要であると考えているが、内閣官房副長官の見

解を伺いたい。

後藤 祐一君 (民主)

- ・第2条第1項第8号の「その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」を「国防に関する重要事項」に改めることにより、防衛大臣の権限が縮小するのではないか、防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官は権限を与えられていないので、同補佐官の常設ではなく、権限を持つ内閣官房副長官の数を増やすべきであると考えますが、内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・外務省は「外交記録公開に関する規則」により、作成又は取得から30年以上が経過した行政文書は公開することを原則としているが、他の省庁においても同様にするべきではないか、総務副大臣の見解を伺いたい。

丸山 穂高君 (維新)

- ・国家戦略に関して国民一般に広く浸透している必要があると考えますが、中長期的な国家ビジョンについて内閣官房長官、防衛大臣及び外務大臣の見解を伺いたい。
- ・安全保障会議設置法第1条の改正により、国家安全保障会議の所掌が「国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処」から「我が国の安全保障」に改められるが、この改正理由及びこれにより新たに国家安全保障会議の議題となる具体例を内閣官房長官に伺いたい。
- ・資料提供の規定は行政機関等に義務を課す趣旨なのか、また、各省庁からの速やかな情報提供を制度上担保するための方策として、情報提供の義務化を法文上で明示すべきと考えますが、内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・本法律案における守秘義務規定に関して罰則規定が設けられていない理由について伺いたい。

今村 洋史君 (維新)

- ・国家安全保障戦略について、その概要を伺いたい。また、同戦略を国家防衛戦略や統合作戦構想等に発展させる構想があるのか、内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・現行の情報機関を統合的に運用できるようにしつつ、自ら1次情報を収集できるような情報機関を整備する必要があると考えますが、内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官が、国家安全保障会議での役割を十全に果たせるようにするためには、その地位を閣僚級としてライン組織を整備する必要があると考えますが、内閣官房長官の見解を伺いたい。

畠中 光成君 (みんな)

- ・各省が個々に官邸へ情報を上げている報告ルートの問題

など、現行の安全保障会議が抱えるインテリジェンスサイクルの課題が、国家安全保障会議でどのように克服されるのか。

- ・国家安全保障局長に必要な能力、経験、人物のイメージに関する内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・国家安全保障局長と内閣危機管理監は具体的にどのようなケースでいかなる連携を図ることを想定しているのか。
- ・国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官と内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣との役割分担はどうなっているのか。
- ・国家安全保障局の組織としての考え方と、省益にとられない優秀な人材を集めるための人事施策の在り方について内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・有識者会議で議論が行われている国家安全保障戦略について、我が国の考え方や取組を内外へ発信して理解を求めることの重要性に関する内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・国家安全保障会議と密接に関連する秘密保護法制に対する国民の不安を解消するため、情報コミュニティを監視する機関を設置するなど民主的統制をかける必要があるのではないか。

大熊 利昭君 (みんな)

- ・国家安全保障会議の制度設計においては、連立政権内の意見対立などが発生しても制度的に耐えられるものにしておく必要があるのではないか。
- ・国家安全保障会議設置法第2条に基づく会議の内閣総理大臣に対する建議の仕組みによって、連立政権内の一部勢力が自己の考えを総理に強要することが可能になるおそれがあるのではないか。
- ・例えば、国家安全保障会議への統合幕僚長の出席で総理大臣と防衛大臣の意見不一致が起こった場合にはどうなるのか。
- ・4大臣会議で決定できる事項と閣議決定を要する事項を整理するなど、法制上の努力で制度上の問題を最小限にしておく必要があるのではないか。

赤嶺 政賢君 (共産)

- ・「国家安全保障」の概念と従来からの「安全保障」との意味合いの相違点は何か。
- ・安倍総理が提唱する「積極的平和主義」が集団的自衛権の行使や専守防衛の逸脱につながる懸念があるのではないか。
- ・国家安全保障政策の概念が国民総動員体制や国家主義につながるのではないか。
- ・国防会議が現行の安全保障会議に改組されたとき、国民の誤解を避けるためにあえて国家安全保障会議の名称を避けた経緯について内閣官房長官の見解を伺いたい。

玉 城 デニー君（生活）

- ・国家安全保障会議の中核として4大臣会合を設置することの意義について内閣官房長官に説明してもらいたい。
- ・緊急大臣会合での建議を内閣の意思とするための手続はどうなっているのか。
- ・国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官の役割と人選基準と、同補佐官が総理大臣に与える影響力について内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・国家安全保障局の構成や役割と、情報管理・秘密保全のための仕組みはどうなっているのか。
- ・特定秘密保護法案に反対意見が多い世論調査を踏まえ、国民の知る権利への配慮など国民の理解を得るための努力が必要なのではないか。